

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/9/19作成】

① 制度の概要

後継者である中小企業者の代表者が、経営の承継時に必要とする資金を金融機関から借り入れる場合に、**信用保証協会が保証を行う**ことで、経営の承継の円滑化を図る制度です。

事業承継は中小企業にとって重要な経営課題であり、株式取得資金等の大きな資金調達が必要となります。個人の代表者による借り入れは通常困難です。本制度により**最大2億8千万円までの保証**が可能となります。

② 支援内容

□ 一般保証

無担保での株式取得等資金に適用される基本的な保証枠です。

最大8,000万円**保証割合: 80%**

□ 担保付保証

担保提供により更に大きな資金調達が可能な保証制度です。

最大2.8億円**保証料率: 0.45~1.90%**

□ 特別小口保険対象

小規模事業者向けの100%保証による安心の資金調達支援です。

最大2,000万円**保証割合: 100%**

③ 対象となる資金

- 株式等取得資金
- 事業用資産等取得資金
- 相続税または贈与税の納税資金
- 遺産分割に伴う返済資金
- 遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- 事業活動の継続に特に必要な資金

④ 対象者

- **都道府県知事の認定**を受けた中小企業者
- 事業承継に伴い事業活動の継続に支障が生じている
- 中小企業者の**代表者個人**の方
- 経営承継円滑化法に基づく認定が必要

※認定申請は事業承継実施前後に都道府県の商工部門へ提出し、審査期間は通常1~2ヶ月を要します。株式取得等の具体的な計画書類が必要となります。

⑤ 利用成功のポイント

- **事前認定の取得**: 都道府県知事の認定を早期に申請
- **メインバンクとの相談**: **信頼関係構築済み**の金融機関に相談
- **資金計画の明確化**: 取得資金の詳細な積算と妥当性
- **事業継続性の立証**: 承継後の事業計画の具体性

⑥ 戦略的分析

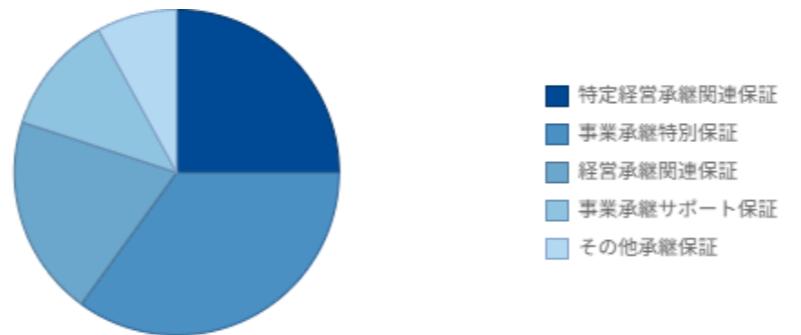
【保証条件の特徴】

- **個人保証不要**が原則で代表者負担軽減
- 責任共有保証80%で**金融機関リスク**も軽減
- 特別小口保険なら100%保証で更に有利

【他制度との比較優位性】

- **代表者個人**でも最大2.8億円まで調達可能
- 事業承継特別保証より**適用範囲**が広い
- 経営者保証解除の流れに合致した制度設計

⑦ 事業承継保証制度の構成



- 特定経営承継関連保証
- 事業承継特別保証
- 経営承継関連保証
- 事業承継サポート保証
- その他承継保証

事業承継保証制度（7制度）: 多様な承継形態に対応可能

特定経営承継関連保証: 代表者個人の株式取得等に特化

⑧ 承継形態と制度選択

承継形態	適用制度
親族内承継	特定経営承継関連保証
従業員承継（MBO）	特定経営承継関連保証
第三者承継（M&A）	経営承継準備関連保証
持株会社活用	事業承継サポート保証
経営者保証解除	事業承継特別保証

⑨ 専門家活用のススメ

- **事業承継コンサルタント**: 認定申請から資金計画まで総合支援
- **税理士**: 相続税・贈与税対策と納税資金計算
- **公認会計士**: 企業価値評価と株式取得価格算定
- **金融機関**: 保証制度活用と融資条件の最適化

⑩ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
認定申請書	<input type="checkbox"/> 都道府県知事への認定申請書類 <input type="checkbox"/> 事業継続支障の具体的説明
事業計画書	<input type="checkbox"/> 承継後の 具体的事業計画 を記載 <input type="checkbox"/> 収支見込みと返済計画の整合性
株式評価書	<input type="checkbox"/> 取得予定株式の 適正価格 評価 <input type="checkbox"/> 複数評価方法による妥当性確認
資金計画書	<input type="checkbox"/> 取得資金の 詳細積算 根拠 <input type="checkbox"/> 自己資金と借入金の内訳明示

⑪ 申請スケジュール

● 事前準備期間

事業計画策定と株式評価に3~6ヶ月程度。
専門家による事前検討が重要。

● 認定申請

都道府県知事への認定申請
経営承継円滑化法に基づく認定手続き。
※審査期間は1~2ヶ月程度。

● 金融機関相談

メインバンクへの保証制度利用相談
認定書類と事業計画書を持参。

● 保証申込

信用保証協会への保証申込
審査期間は2~4週間程度（案件により変動）

● 融資実行

保証承諾後、融資実行
株式取得等の事業承継手続きを実施

⑫ 補足事項

- 保証人は原則不要だが信用保証協会の審査により変動
- 責任共有保証により金融機関も20%のリスクを負担

⑬ 問い合わせ

制度詳細 <https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/shokei/>

お問い合わせ 最寄りの信用保証協会

※主たる事業所のある地域の信用保証協会へお問合せください。

<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>